

## 少額投資非課税制度（つみたてNISA）についてのご注意事項

少額投資非課税制度（つみたてNISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認の上、お申し込みください。

なお、お手続き別に特にご注意いただきたい事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「○」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「お取り扱い」欄に「●」のある項目については、非課税口座開設時のご注意事項ではありますがご自身でご一読いただき、再度ご理解いただきますようお願いいたします。

項番	ご注意事項	お取り扱い													
		口座開設 種別変更	積立	解約	払出し等										
1	<p>お客さまの非課税口座開設のお申し込みについては、お申し込み受付後、所轄税務署の確認を経て、非課税での投資が可能となります。</p> <p>なお、勘定設定期間は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">勘定設定期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2018年 ～ 2024年</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一年において非課税口座の開設は、一人一口座（一金融機関）しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。</li> <li>○ 金融機関の変更（項番 23 参照）を行った場合、複数の金融機関に非課税口座が存在することになりますが、各年において1つの非課税口座でしか投資信託を購入することができません。また、非課税口座内の投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。</li> <li>○ 非課税口座の開設に関し、所轄税務署の確認等のため、マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出が必要となります。マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出をいただけない場合は、非課税での投資ができません。</li> <li>○ 非課税での投資が可能になるには、税務署の確認手続きを含め、1か月程度かかります。</li> </ul> <p>※ 複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、最も希望される金融機関で非課税口座が開設されない場合があります。また、非課税口座の開設が大幅に遅れる場合があります。</p> <p>※ 非課税口座開設後のキャンセルはできません。</p> <p>※ 各年における非課税投資枠を、累積投資勘定といいます。</p>	勘定設定期間	2018年 ～ 2024年	○	●										
勘定設定期間															
2018年 ～ 2024年															
2	つみたてNISAに係る自動積立契約により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。	○	●												
3	NISAとつみたてNISAは同一年において併用できません。NISAまたはつみたてNISAの選択は、所定の期限までに手続きをし、1年単位で変更することができます。変更しない場合は前年に選択されたものを継続します。ただし、当年の非課税投資枠を使用した場合、当年分を変更することはできません。	○	●												
4	当行では、つみたてNISA対象金融商品のうち、長期・分散投資に適した公募株式投資信託のみ取り扱っております。	○	●												
5	つみたてNISAによるお取引については、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。	○	●												
6	つみたてNISAは、自動積立契約による新たなご購入が対象です。既に特定口座・一般口座で保有する投資信託を、非課税口座には移管できません。	○	●												
7	つみたてNISAを利用する場合、以下の要件を満たす、つみたてNISAに係る自動積立契約をお申込みいただく必要があります。	○	○												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 終了月を指定しない（継続的な契約であること）</li> <li>○ 毎月の申込金額は、積増月（1年の内、任意に指定する二つ以内の月）を除き、33,000円以内</li> <li>○ 全てのつみたてNISAに係る自動積立契約を合計し、年間の積立額が40万円以内</li> </ul>														
8	つみたてNISAを開設後、基準経過日（開設してから10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）から1年を経過する日までの間にお客さまの氏名・住所の確認を行います。基準経過日から1年を経過する日までの間に確認が行えない場合、以後は非課税扱いになりません。	○	○												
9	<p>非課税口座はスイッチングを利用できません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">利用できないスイッチング一覧</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解約・買取ファンド</td> <td style="text-align: center;">購入ファンド</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> <td style="text-align: center;">特定口座・一般口座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定口座・一般口座</td> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> </tr> </table>	利用できないスイッチング一覧		解約・買取ファンド	購入ファンド	非課税口座	非課税口座	非課税口座	特定口座・一般口座	特定口座・一般口座	非課税口座	○	○		
利用できないスイッチング一覧															
解約・買取ファンド	購入ファンド														
非課税口座	非課税口座														
非課税口座	特定口座・一般口座														
特定口座・一般口座	非課税口座														
10	つみたてNISAでは、年間40万円までを非課税投資枠としていますが、つみたてNISAで保有している投資信託を売却しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。このため、短期間での売買を行うことを前提としたお取引は適しません。	○	○	○											
11	非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。	○	○	○											
12	非課税口座での損失は税務上ないものとされるため、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。	○	○	○											
13	同一の投資信託を複数の年分の累積投資勘定で購入している場合、累積投資勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。なお、同一の投資信託をNISAおよびつみたてNISAで購入している場合、非課税管理勘定または累積投資勘定を選択して売却することができます。		○	○											
14	非課税期間終了時等に、つみたてNISAで保有している投資信託を特定口座・一般口座へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、特定口座・一般口座での取得額とみなされます。		○	○	○										

項番	ご注意事項	お取り扱い			
		口座開設 種別変更	積立	解約	払出し等
15	つみたて NISA で保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に移管することはできません。	○	○		
16	つみたて NISA で保有する投資信託の個別元本、運用損益（トータルリターン）の管理は、特定口座・一般口座・NISA と合算での管理となります。	○	○		
17	投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットを享受できません。	○	○		
18	つみたて NISA での購入を希望される場合は、自動積立契約申込書（インターネット積立契約申込みの場合は画面）にて、つみたて NISA を指定してください。 なお、現在、特定口座・一般口座・NISA で購入している自動積立契約により、つみたて NISA で購入することはできません、つみたて NISA を指定した新規契約のお申し込みが必要です。	○	○		
19	つみたて NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、つみたて NISA で「分配金再投資」とするか、もしくは「分配金受取」とするかの取り扱いのみとなります。 分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受取方法を変更したい場合はお申し出ください。 ただし、NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、当年がつみたて NISA の場合、「分配金再投資」を選択しても、自動的に特定口座・一般口座で受け入れれますので、非課税扱いとはなりません。	○	○		
20	以下のものは、自動的に特定口座・一般口座で受け入れれますので、非課税扱いとはなりません。 ①自動積立購入と分配金再投資購入の合計購入額が非課税投資枠を超えた場合の超過分 ②非課税口座が開設されるまでの間の購入分 ③税務署審査の結果、非課税口座が開設不可となった場合の購入分 なお、翌年に新たなつみたて NISA の非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的につみたて NISA で購入します。	○	○		
21	1年間の積立金額が40万円（上限額）になるように、つみたて NISA での積立契約をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	○	○		
22	非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。		○	○	
	優先順位	内容			
	①	購入（分配金再投資、自動積立を含む）が複数ある場合、約定日の順に使用します。			
	②	約定日が同一の場合、「分配金再投資購入」「一般購入」「自動積立購入」の順番に使用します。 ※ 一般購入とは、自動積立購入及び分配金再投資購入によらない、郵便局・ゆうちょ銀行で受付けた購入並びにゆうちょダイレクトからの購入を指します。			
	③	約定日が同一の分配金再投資購入が複数ある場合、ファンドコードの昇順に使用します。			
	④	約定日が同一の一般購入が複数ある場合、申込の順に使用します。			
⑤	約定日が同一の自動積立購入が複数ある場合、契約番号の順に使用します。				
23	金融機関を変更する場合には、所定の期間内に元の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する必要があります。すでに上場株式等を受け入れていた年分については、金融機関の変更はできません。 非課税口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、非課税口座を再開することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、非課税口座の再開はできません。	○			
24	非課税口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。 なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。	○			

本表は改正年月時点のものであり、今後変更される可能性があります。

（取扱局（店）→お客さま）

【規程 Navi コード：55322 改正年月日：2021.10.1】